

改正労働基準法説明会

～ 36協定の留意事項や年次有給休暇の 時季指定義務についての説明会 ～

主催 三田労働基準監督署
(一社)三田労働基準協会

改正労働基準法が成立し、労務管理において措置義務や留意すべきことが新たに設けられております。

特に、来年4月1日から罰則付きの時間外労働の上限規制が適用になり、変更された36協定様式で時間外労働・休日労働の届出が必要となります。また、使用者に年次有給休暇の時季指定義務が新たに定められております。

まもなく施行されますこれらの改正点を三田労働基準監督署職員が分かり易く説明いたします。



- 1 日時 平成30年11月19日(月)、20日(火) 【2日とも同一内容です】
21日(水) 【派遣労働者に関する説明です】
時刻は各回 14:00～16:00 (開場・受付は13:30～)
- 2 会場 女性就業支援センター 4階大ホール
港区芝5-35-3 (ハローワーク品川入居ビル、裏面案内図参照)
- 3 講師 三田労働基準監督署職員
- 4 内容
 - ・36協定で定める時間外・休日労働についての留意事項
 - ・36協定の記載例
 - ・年次有給休暇の時季指定義務 ほか
- 5 受講料 無料
- 6 定員 各回 200名
- 7 申込方法等
 - ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて
Fax(03-3451-7692) して下さい。
 - ②申込受付：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFax返信いたします。
受講は申込順に受け付けますが、満席の場合、同一内容の2日につきましては、振替させていただきます。
 - ③受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出下さい。
- 8 問合先 (一社)三田労働基準協会 港区芝4-4-5
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692